

大和郡山市 おむつ等月額定額制サービス事業実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、大和郡山市 おむつ等月額定額制サービス事業を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。応募者はこの実施要領の内容を踏まえ、企画提案書のほか関連書類を提出するものとする。

2. 業務の目的

現状、大和郡山市の公立保育園・認定こども園では、児童が使用するおむつは保護者に持参いただいております。保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図るため、おむつ等の月額定額制サービスを導入するものである。

3. 事業概要

事業概要は以下の通りである。

(1) 事業名

大和郡山市 おむつ等月額定額制サービス事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙「大和郡山市 おむつ等月額定額制サービス事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 実施期間

協議書締結日から令和9年3月31日まで

4. 参加資格等

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 大和郡山市から指名停止処分を受けていないこと、または指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 法人及びその役員が、大和郡山市暴力団排除条例（平成23年12月大和郡山市条例第21号）に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) おむつ等を月額定額制で提供し、利用者から直接支払いを受ける事業について、2以上の自治体の公立保育園または認定こども園にて連続して2年以上の導入実績があること。

5. スケジュール

公示日	令和8年6月23日（火）
質問期間	公示後～令和8年6月29日（月）午後5時
質問回答期限	令和8年7月1日（水）
参加表明書提出期限	令和8年7月3日（金）午後5時
参加資格通知	令和8年7月6日（月）
提案書等提出期限	令和8年7月16日（木）午後5時
ヒアリング	令和8年7月30日（木）
審査結果通知（予定）	令和8年7月31日（金）

※スケジュールについては、本市の都合により変更する場合があります。

6. 参加手続等

(1) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、次により質問書(様式1)の提出をすること。質疑内容及びその回答は、HP上にて公表するものとし、質問への回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。なお、質疑がない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ① 提出期限 令和8年6月29日（月）午後5時
- ② 提出先 大和郡山市保育支援課
- ③ 提出方法 電子メール (hoiku@city.yamatokoriyama.lg.jp) にて質問書(様式1)を提出
- ④ 質問の回答 令和8年7月1日（水）

(2) 参加に必要な書類の提出

- ① 提出期限 令和8年7月3日（金）午後5時
- ② 提出先 大和郡山市保育支援課
- ③ 提出方法 郵送または持参
- ④ 提出書類
 - ア 参加表明書（様式2）
 - イ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式3）
 - ウ 2以上の自治体の公立保育園または認定こども園にて連続して2年以上の導入実績が確認できる資料（契約書等）
 - エ 印鑑証明書(写し可)
 - オ 商業登記簿謄本(全部事項証明書等)(写し可)
 - カ 最新の事業年度の納税証明書(写し可)

※参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意、辞退理由必須）を6.(1)の提出先まで電子メールにて提出すること。

※エ・オ・カについては、3ヵ月以内に証明されたものであること。なお、令和

8・9年度大和郡山市指名競争入札参加資格者名簿（物品・委託等）に登録されている場合は提出不要。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年7月16日（木）午後5時
- ② 提出先 大和郡山市保育支援課
- ③ 提出方法 郵送または持参
- ④ 提出書類

提出書類	部数
企画提案書（任意様式）	正本1部、副本7部
見積書（任意様式）	正本1部

(4) 企画提案書（任意様式）作成にあたっての留意点

- ① A4版（必要に応じてA3版でも差支えないが、A4版サイズに折り込むこと）
- ② 30ページ以内（表紙、中表紙及び目次は含まない）
- ③ 評価基準表（様式4）に記載の内容に従い、提案内容を記載すること。
- ④ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

(5) 見積書（任意様式）作成にあたっての留意点

- ① 園児1名あたりの月額利用料金（税抜金額）を記載すること。
（決裁代行手数料等の記載は必要ありません。）

7. 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限終了後は大和郡山市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出書類（上記6.(3)の複製を含む。）は、このプロポーザルの目的以外に使用せず、第三者に開示しない。
- (5) 提案者が提供した従業員等の個人情報は、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (6) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8. 審査の方法

(1) 審査方法

企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に審査し、最優秀者1者を特定する。なお、評価項目や評価視点は、評価基準表（様式4）のとおりとする。

(2) ヒアリング

企画提案書を提出した者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施日 令和8年7月30日（木）
- ② 出席者 5名以内

③ 時 間 45分

- ・プレゼンテーション：30分
- ・質疑応答：5分
- ・事前準備・片付け：10分

(3) その他

ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

プロジェクター及びスクリーンは当市で用意する。その他必要な機器等は参加者が用意すること。

9. 審査結果の通知

審査完了後、評価項目ごとの点数及び合計点を後日、提案者全員に文書で通知する。また、大和郡山市ホームページで結果を公表する。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

10. 担当部署との協議

最優秀者として特定された者は、協議書締結に向けて仕様書等の詳細について担当部署と協議を行う。仕様書等の詳細は、候補者がこのプロポーザルで提案した内容が基本となるものの、大和郡山市と候補者との協議により最終決定する。なお、最優秀者として特定された者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に、協議書締結に向けた交渉を行う。

11. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることにはできない。
- (3) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 当該業務を遂行する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、事業内容、仕様書等の内容を本市と協議した上で決定するため、最優秀者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を遂行する相手方を決定するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して、本市の規定により、資格停止措置を行うことがある。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - ① 提出書類の確認により、資格参加要件を満たしていないことが認められた場合
 - ② 定められた期間内に提出書類等が提出されなかった場合
 - ③ 提出書類等の記載内容に著しく不備があるとき、または不正若しくは虚偽の記載があったと認められる場合
 - ④ 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ⑤ 本プロポーザルの関係者及び選考委員への接触や他の参加者との謀議など、審査及び選定に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為、または疑惑を招く行為を行った場合

- ⑥ 定められたプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (7) 参加業者が1社となった場合もプロポーザルを実施し、本市が適当であると判断した場合には、協議書締結を行う。

12. 事務局

所在地 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4
担当課 大和郡山市保育支援課
電話番号 0743-53-1541
電子メール hoiku@city.yamatokoriyama.lg.jp